

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ
一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教育長の項中第八十六号を第八十七号とし、第八十一号から第八十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一 岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年岐阜県条例第四十八号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前においても行うことができることとされる岐阜県川辺漕艇場の指定管理者の指定等に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

号外 (一) 平成二十二年十一月十六日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三スポーツ健康課の表に次のように加える。

八 岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号。以下この項中「条例」という。）の施行事務			1 条例の施行に関する事務
--	--	--	---------------

附 則
この訓令は、平成二十二年十一月十六日から施行する。

平成二十二年十一月十六日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一 一
ブイ・アール・テクノセンター